

国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所

冬将軍到来に向けて、官民一体で「いざ出陣！」

～国道19号・21号、冬の安全を図るため

「雪寒対策出陣式」と「大雪時の放置車両移動訓練」を行います～

記 者 発 表 資 料

1. 概 要

多治見砂防国道事務所が管理する国道19号・国道21号の、冬期の道路交通の安全確保及び雪寒対策の作業の安全を図るため、以下のとおり「雪寒対策出陣式」と「大雪時の放置車両移動訓練」を実施します。

国道19号・21号をご利用される場合は、事前に道路気象情報をご確認いただき、タイヤチェーン等の冬装備をお願いします。

(多治見砂防国道事務所HP <http://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/>)

◆「雪寒対策出陣式」

○日 時：平成29年12月8日（金）

10時30分から11時30分まで

※天候等により中止することがあります。

○場 所：多治見砂防国道事務所 瑞浪国道維持出張所

ミズナミ マスミ
瑞浪市益見町二丁目99番地
TEL 0572-68-4591



国道19号恵那雪寒倉庫に出発！

◆「大雪時の放置車両移動訓練」

○日 時：平成29年12月8日（金）

14時00分から15時00分まで

※天候等により中止することがあります。

○場 所：国道21号 トキシ イズミチウウリンジチ サキ
土岐市泉町定林寺地先～

可児郡御嵩町次月地先（次月峠交差点付近）



国道21号スタック車両移動訓練

2. 資 料 位置図、別紙1～2（添付書類 4枚）

3. その他 報道関係者を対象に公開します。

なお、取材をご希望の方は、下記問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

配 布 先

多治見市政記者クラブ、中津川記者会、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

問 い 合 わ せ 先

中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 副所長

マツヤマ ナオヒト
松山 直人

TEL 0572-25-8020
FAX 0572-23-7236

ケンヤツセンモンカン
建設専門官

ミズノ ヒロユキ
水野 裕之

TEL 0572-25-8027
FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910**（通話料無料・24時間受付）

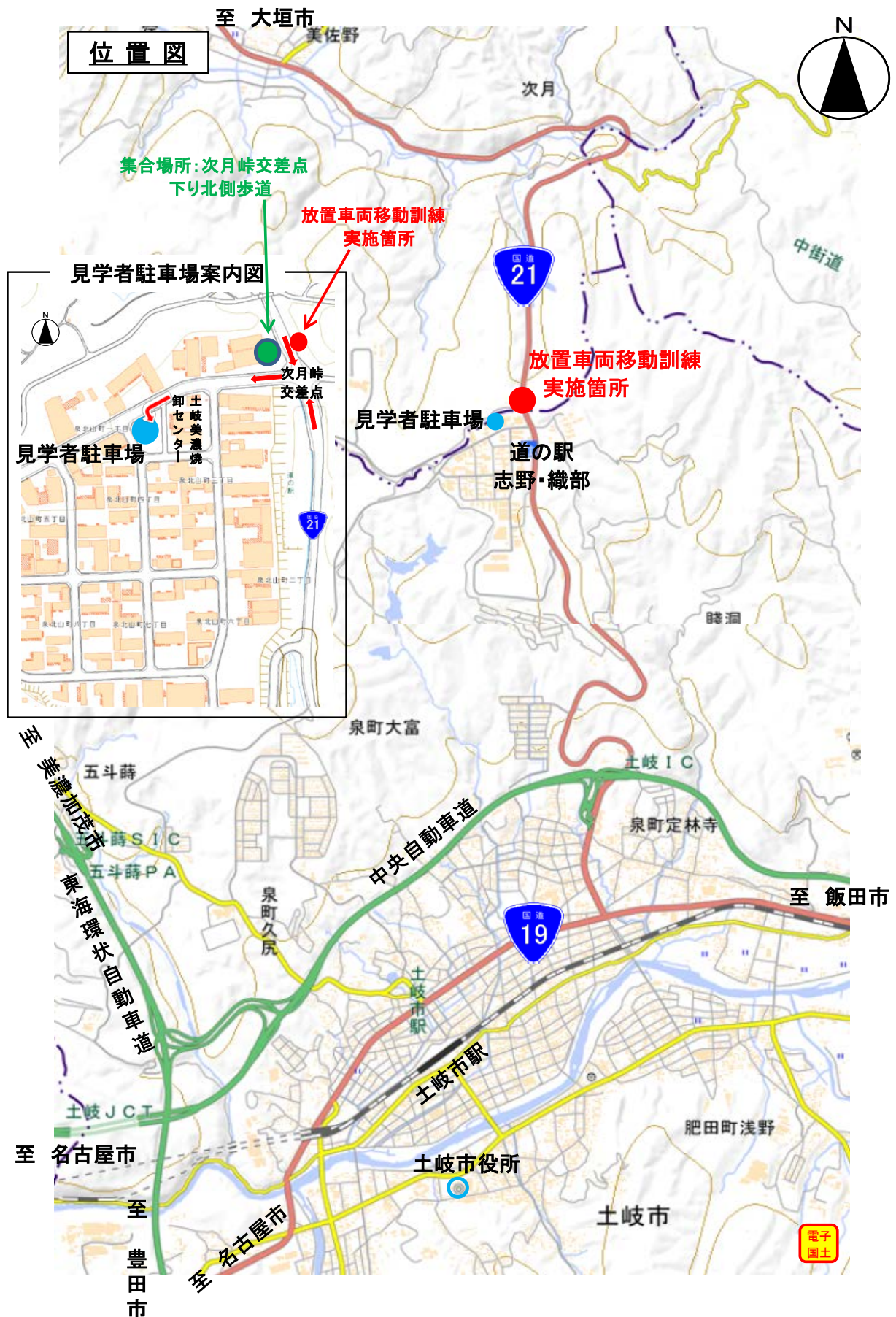
雪寒対策出陣式 12月8日(金) 10:30~11:30

瑞浪国道維持出張所

位置図



大雪時の放置車両移動訓練 12月8日(金) 14:00～15:00



※ 駐車場については、指定の場所に駐車をお願いします。

(道の駅「志野・織部」駐車場は、他の利用者の迷惑になりますので、駐車をご遠慮願います。)

「多治見砂防国道事務所 雪寒対策出陣式」

■ 概 要

多治見砂防国道事務所が管理する国道19号・国道21号の、冬期の道路交通の安全確保及び雪寒対策の作業の安全を図るため、今年は、官民一体で雪寒対策出陣式を以下のとおり実施します。

雪寒出陣式では、来賓に瑞浪市長、恵那警察署交通課長をお迎えして、パトロール車・凍結防止剤散布車・除雪機械の安全点検及び安全宣言などを行う予定です。

また、今年は（一社）東濃・木曽防災対策協議会と「くしの歯防災システム」を活用した情報収集訓練も行います。

■ 式次第（予定）

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 開 式 | |
| 2 | 挨 拶 | 多治見砂防国道事務所長 |
| 3 | 来賓挨拶 | 瑞浪市長 |
| | 来賓挨拶 | 恵那警察署 交通課長 |
| 4 | 協力宣言 | （一社）東濃・木曽防災対策協議会 代表理事 |
| 5 | 安全宣言 | 除雪作業請負者、維持作業請負者 |
| 6 | 情報収集訓練 | （一社）東濃・木曽防災対策協議会 |
| 7 | 除雪等機械 | 安全点検 |
| 8 | 除雪等機械 | 出発 |
| 9 | 閉 会 | |

※昨年の出陣式の様子



瑞浪市長の挨拶



除雪作業請負者、維持作業請負者による安全宣言

「大雪時の放置車両移動訓練」

■ 概 要

多治見砂防国道事務所が管理する国道19号・国道21号の、冬期の道路交通の安全確保及び雪寒対策の作業の安全を図るため、「大雪時の放置車両移動訓練」を行います。

■ 訓練参加者（予定）

岐阜県 関係自治体

警察 消防

除雪作業請負者、維持作業請負者

■ 訓練の目的

大規模災害時や冬期の大雪等により、放置車両が発生した場合に直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両の移動について実動訓練を実施し、能力向上に努めるものである。

■ 訓練の概要（想定）

大雪により動けなくなった車両が放置され通行に支障をきたしている。早急に緊急車両の通行を確保する必要があるため、放置車両を移動させることにより、通行を確保する。

※参照 URL

「災害対策基本法の一部を改正する法律案の閣議決定について」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/minaoshi/kihonhou_04.html

※訓練の様子



スタック車両の移動命令



車両移動訓練の様子（中央の黄色のトラックを牽引中）